

## 船舶事故調査報告書

平成24年10月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成23年8月12日（金） 23時00分ごろ
発生場所	石川県内灘町の海岸 石川県金沢市所在の金沢港西防波堤灯台から真方位054° 4,740m付近 （概位 北緯36° 40.1′ 東経136° 38.6′）
事故調査の経過	平成23年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート <sup>はな</sup> 巴菜丸、5トン未満 244-20175石川、個人所有 6.53m (Lr) × 2.38m × 1.13m、FRP ディーゼル機関、62kW、平成13年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年5月17日 免許証交付日 平成19年3月29日 （平成24年5月16日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首部に擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、内灘町沖で夜釣りを終え、船首約0.2m、船尾約0.3mの喫水で手動操舵により、時速約20kmの速力とし、内灘町の河北潟放水路（以下「本件放水路」という。）内の右岸に所在するマリーナに向けて帰航を始めた。 本船は、船長が、操縦席に座って操縦に当たり、本件放水路河口左岸に築造された突堤の先端に設置された街路灯の灯火（緑色）を船首目標にし、本件放水路河口に向けて航行中、舵輪前方の魚群探知機に視線を向けたとき、水深約6mの表示に気付き、ふだんは水深約10m付近を航行していたので浅いと感じ、時速約10kmに減速した直後、平成23年8月12日23時00分ごろ内灘町の海岸に築造された突堤（以下「本件突堤」という。）の先端に設置された消波ブロックに衝突した。

	<p>船長は、携帯電話でマリーナに連絡し、マリーナ職員の協力を得て本件突堤の消波ブロックに本船をロープで固定したのち、消波ブロック及び本件突堤を伝って上陸した。</p> <p>本船は、本件突堤の消波ブロックの間に挟まった状態で浸水もなく、船首部に擦過傷を生じた程度であったが、回収されるまでの5日の間に悪天候の影響で船体に亀裂が入り、損傷が拡大したので廃船処理された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2～3m/s</p> <p>海象：波高 約50cm</p> <p>月齢等：月齢 11.8、月出時刻 17時39分、月没時刻 03時21分</p>
その他の事項	<p>本件放水路河口には、左岸に長さ約250mの突堤が、右岸に長さ約94mの突堤がそれぞれ設置され、両突堤の先端付近には消波ブロックが設置されていた。また、右岸の突堤から約100m北方の海岸には、北西方に向けて長さ約236mの本件突堤が設置され、先端部は北北東方に屈曲して消波ブロックが約59mにわたって設置されていた。</p> <p>本件突堤の消波ブロックには、灯火の設備はなかった。</p> <p>本件放水路河口左岸の突堤先端に設置された街路灯は、灯柱の高さが約5mであった。</p> <p>船長は、本船をマリーナに保管し、本件放水路を月に数回出入りしていたので、本件突堤の消波ブロックの存在を知っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、航行中に舵輪の右下に設置されたGPSプロッターを起動させていたが、内灘町沖は航行に慣れた海域であったので、ふだんから見たことはなかった。</p> <p>本船のGPSプロッターは、拡大表示させると本件突堤が表示されるものであった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、内灘町沖を本件放水路河口に向けて航行中、船長が、本件放水路河口左岸の突堤先端に設置された街路灯の灯火を船首目標にしていたが、船位を確認しなかったことから、本件突堤に向かう針路となっており、本件突堤の消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、内灘町沖を本件放水路河口に向けて航行中、船長が船位を確認しなかったため、本件突堤に向かう針路となっており、本件突堤の消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行に慣れた海域であっても、夜間においては目視だけに頼らず、備え付けのGPSプロッターを活用して船位の確認を行って航行すること。</li></ul>
-----------	--